

手順①

周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

- web サイト「愛知県統合型地理情報システム マップあいち」内の愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）で確認
- 刊行物「名古屋市遺跡分布図」で確認

手順②

包蔵地に該当する・近くにある

非該当・周囲にもない

周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

①窓口

文化財保護課（名古屋市教育館 8 階）にご来室ください。

②専用フォーム

<https://logoform.jp/form/mX9C/871771>



包蔵地に該当します

（開発予定があります）

包蔵地に近接しています

該当しません

協議

試掘調査

（土地所有者からの依頼）

埋蔵文化財が無い

協議

埋蔵文化財が所在する

事前の届出は不要です※1

試掘調査

（範囲確認調査）

☆93 条の届出提出後に当該地の状況判断のため、試掘調査（範囲確認調査）をお願いする場合があります。

文化財保護法第93条 届出（「埋蔵文化財の届出について」）

工事着手予定日 60 日前までに提出

指 示

発掘調査

（常時立会）

工事立会

慎重工事

発掘調査の実施

記録保存のための発掘調査です。発掘調査費用は、個人住宅建設以外、原則、工事主体者（原因者）負担です

工事着手

（工事着工可能）

工事立会の実施

工事中に学芸員が立会います。工事日程を事前連絡・協議してください

（工事着工可能）

そのまま進めてください ※1

※1 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに文化財保護課にご連絡ください。

※2 遺跡の有無、過去の調査歴等について文書で回答が必要な場合は、有無照会をご検討ください。